

不法投棄は絶対させるな！

猿田の山中で農薬の不法投棄が発見されました。環境サポーターの早期発見、通報により大事には至りませんでした。

人の土地にものを捨てるのは違法行為です。投棄者が判明した場合には5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金などの罰則があります。

市内環境美化運動について

平成24年6月10日(日)に環境美化運動が行われました。市民の皆さんにより、7.8トンのごみが集まりました。ご協力ありがとうございました。

次回の市内環境美化運動は平成24年11月11日(日)を予定しております。

●お盆期間中のごみの収集の休業について

平成24年8月13日(月)・14日(火)は、可燃ごみ・不燃ごみの収集がお休みになります。資源集積所での資源回収もお休みです。

お盆期間中でも鹿嶋市立衛生センターは操業していますので、直接持ち込むことはできます。粗大ごみは有料となります。

※詳しくはクリーンカレンダーをご確認ください。

●ごみステーションの利用方法について

ごみステーションを利用するときは、曜日、時間、分別を守ってください。収集日以外、朝8時以降のごみ出しは絶対に行わないでください。

●ごみの減量にご協力ください

水分を多量に含んだ可燃ごみをRDF化(固形化)する際には、電気や灯油などのエネルギーが大量に消費され、その分CO₂も多く排出されます。

特に夏季のごみは水分を多く含むので、生ごみはしっかりと水切りを行い、草木などは良く乾燥させて砂を取り除いてから出してください。

◆大掃除や引っ越しなどで大量にごみが出る場合には、環境課へ事前に連絡の上、鹿嶋市立衛生センターへ自己搬入してください。

第29回鹿嶋市海岸一斉清掃について

平成24年7月7日(土)に第29回鹿嶋市海岸一斉清掃が行われました。

今年度は災害復旧工事の影響もあり、平井海岸、下津海岸、明石海岸、角折海岸で行われました。

約2,000人が参加し、約12トンの海岸ごみが一掃されました。ご協力ありがとうございました。

主催 住友金属工業(株)鹿島製鉄所、鹿嶋市観光協会、鹿嶋の海岸を守る会、かしま青年会議所、鹿嶋市建設業組合、鹿嶋市

